

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局予防部指導課】	3
◇ 告 示	
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	4
○ 区出納員の事務の委任【会計室】	5
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	6
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	7
◇ 消 防 局	
○ 北九州市消防署組織規程及び北九州市警防規程の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】	8
◇ 市選挙管理委員会	
○ 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

消防分署と消防出張所の名称を消防分署に統一することに伴い、火災等の通報場所のうち消防出張所を削ることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 11 号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

北九州市火災予防規則（昭和 49 年北九州市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「、第 8 条の 2 第 3 項」を「（これらの規定を法第 36 条において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項（これらの規定を法第 36 条において準用する場合を含む。）」に改め、「第 17 条の 4 第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加える。

第 7 条第 1 項第 4 号を削る。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第72号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	種類	所在地	設置者の名称	確認年月日
曾根ソレイユ 保育園	保育所	小倉南区曾根 北町4番33 号	社会福祉法人 正勇会	平成29年 3月1日

北九州市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された区出納員をして同表の右欄に掲げる箇所に設置された区分任出納員に、平成29年3月1日から平成29年3月31日までの期間、同欄に掲げる箇所において取り扱う保育料の収納事務を委任させた。

平成29年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 小倉南区

小倉南区役所保健福祉課	小倉南区曾根北町4番33号 曾根ソレイユ保育園
-------------	----------------------------

北九州市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
722	大門鑄物師町1号線	前	北九州市小倉北区鑄物師町101番12地先から 北九州市小倉北区大門二丁目200番7地先まで	25.0 ～ 39.1	27.8
		後	北九州市小倉北区鑄物師町101番12地先から 北九州市小倉北区大門二丁目200番7地先まで	25.0 ～ 39.1	27.8

北九州市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
722	大門鋳物師町1号線	北九州市小倉北区鋳物師町101番12地先から 北九州市小倉北区大門二丁目200番7地先まで	平成29年3月7日

北九州市消防局訓令第 1 号

庁中一般

北九州市消防署組織規程及び北九州市警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 7 日

北九州市消防長 川 本 一 雄

北九州市消防署組織規程及び北九州市警防規程の一部を改正する  
訓令

(北九州市消防署組織規程の一部改正)

第 1 条 北九州市消防署組織規程（昭和 61 年北九州市消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「及び消防出張所」を削る。

別表中「北九州市門司消防署松ヶ江出張所」を「北九州市門司消防署松ヶ江分署」に、「北九州市門司消防署門司西出張所」を「北九州市門司消防署門司西分署」に、「北九州市小倉北消防署井堀出張所」を「北九州市小倉北消防署井堀分署」に、「北九州市小倉北消防署富野出張所」を「北九州市小倉北消防署富野分署」に、「北九州市小倉南消防署三谷出張所」を「北九州市小倉南消防署三谷分署」に、「北九州市小倉南消防署新曾根出張所」を「北九州市小倉南消防署新曾根分署」に、「北九州市小倉南消防署臨空出張所」を「北九州市小倉南消防署臨空分署」に、「北九州市若松消防署島郷出張所」を「北九州市若松消防署島郷分署」に、「北九州市若松消防署藤ノ木出張所」を「北九州市若松消防署藤ノ木分署」に、「北九州市八幡東消防署枝光出張所」を「北九州市八幡東消防署枝光分署」に、「北九州市八幡東消防署高見出張所」を「北九州市八幡東消防署高見分署」に、

「

北九州市八幡西消防署黒崎分署	北九州市八幡西区南八千代町 2 番 10 号
北九州市八幡西消防署楠橋出張所	北九州市八幡西区楠橋南二丁目 1 番 1 号

を

」

「

北九州市八幡西消防署楠橋分署	北九州市八幡西区楠橋南二丁目 1 番 1 号
----------------	------------------------

に、

北九州市八幡西消防署黒崎分署	北九州市八幡西区南八千代町2番10号
----------------	--------------------

「北九州市八幡西消防署上津役出張所」を「北九州市八幡西消防署上津役分署」に、「北九州市戸畑消防署大谷出張所」を「北九州市戸畑消防署大谷分署」に改める。

(北九州市警防規程の一部改正)

第2条 北九州市警防規程(昭和55年北九州市消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 署所の業務(第13条)」を「第1節 署又は分署の業務(第13条)」に改める。

第10条第1項中「分署及び出張所、小倉北消防署の救急隊並びに」を「消防分署(以下「分署」という。)、小倉北消防署の救急隊及び」に改める。

第12条第1項中「署、署分署又は署出張所(以下「署所」という。)」を「署又は分署」に、「同一署所」を「同一の署又は分署」に、「署所の」を「署又は分署の」に改め、同条第2項中「門司消防署松ヶ江出張所警防小隊 松ヶ江小隊」を「門司消防署松ヶ江分署警防小隊 松ヶ江小隊」に改める。

第3章第1節の節名を次のように改める。

#### 第1節 署又は分署の業務

第13条第1項各号列記以外の部分中「署所」を「署又は分署」に改め、同項第3号中「署所に限る。)」を「署又は分署に限る。)」に改める。

第58条中「署所」を「署又は分署」に改める。

別表第3の1 門司消防署警防部隊大隊の編成の項中「門司消防署松ヶ江出張所警防小隊」を「門司消防署松ヶ江分署警防小隊」に、「門司消防署松ヶ江出張所救急隊」を「門司消防署松ヶ江分署救急隊」に、「門司消防署門司西出張所警防小隊」を「門司消防署門司西分署警防小隊」に改め、同表の2 小倉北消防署警防部隊大隊の編成の項中「(水上消防隊を兼務)」を削り、「小倉北消防署井堀出張所警防小隊」を「小倉北消防署井堀分署警防小隊」に、「小倉北消防署井堀出張所救急隊」を「小倉北消防署井堀分署救急隊」に、「小倉北消防署富野出張所警防小隊」を「小倉北消防署富野分署警防小隊」に、「小倉北消防署富野出張所救急隊」を「小倉北消防署富野分署救急隊」に改め、同表の3 小倉南消防署警防部隊大隊の編成の項中「小倉南消防署三谷出張所警防小隊」を「小倉南消防署三谷分署警防小隊」に、「小

倉南消防署三谷出張所救急隊」を「小倉南消防署三谷分署救急隊」に、「小倉南消防署新曾根出張所警防小隊」を「小倉南消防署新曾根分署警防小隊」に、「小倉南消防署臨空出張所警防小隊」を「小倉南消防署臨空分署警防小隊」に、「小倉南消防署臨空出張所救急隊」を「小倉南消防署臨空分署救急隊」に改め、同表の4 若松消防署警防部隊大隊の編成の項中「若松消防署島郷出張所警防小隊」を「若松消防署島郷分署警防小隊」に、「若松消防署島郷出張所救急隊」を「若松消防署島郷分署救急隊」に、「若松消防署藤ノ木出張所警防小隊」を「若松消防署藤ノ木分署警防小隊」に改め、同表の5 八幡東消防署警防部隊大隊の編成の項中「八幡東消防署枝光出張所警防小隊」を「八幡東消防署枝光分署警防小隊」に、「八幡東消防署高見出張所警防小隊」を「八幡東消防署高見分署警防小隊」に、「八幡東消防署高見出張所救急隊」を「八幡東消防署高見分署救急隊」に改め、同表の6 八幡西消防署警防部隊大隊の編成の項中「八幡西消防署黒崎分署警防小隊」を「八幡西消防署楠橋分署警防小隊」に、「八幡西消防署黒崎分署特殊車隊」を「八幡西消防署楠橋分署救急隊」に、「八幡西消防署黒崎分署救急隊」を「八幡西消防署黒崎分署警防小隊」に、「八幡西消防署楠橋出張所警防小隊」を「八幡西消防署黒崎分署特殊車隊」に、「八幡西消防署楠橋出張所救急隊」を「八幡西消防署黒崎分署救急隊」に、「八幡西消防署上津役出張所警防小隊」を「八幡西消防署上津役分署警防小隊」に、「八幡西消防署上津役出張所救急隊」を「八幡西消防署上津役分署救急隊」に改め、同表の7 戸畑消防署警防部隊大隊の編成の項中「戸畑消防署大谷出張所警防小隊」を「戸畑消防署大谷分署警防小隊」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,142人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万886人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,798人

小倉北区 5万561人

小倉南区 5万8,948人

若松区 2万3,401人

八幡東区 1万9,594人

八幡西区 7万1,106人

戸畑区 1万6,625人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万4,515人